
かるがも・ねっと つくばスタイルフェスタに参加！！

10月1日からの1ヶ月間、研究学園駅付近にて開催されている「つくばスタイルフェスタ」(主催：つくばスタイルフェスタ実行委員会)のイベントに、展示ブースと遊びコーナーで参加しています。「かるがも・ねっと」としては初めてのイベント参加となりました。その様子をお知らせします。

つくば市にある様々な機関・団体・グループが集まっているという、かるがも・ねっとの利点を活かして、つくば市にどのような子育て支援があるのかを知ってもらう展示を行っています。展示のブース(右の写真)には、かるがも・ねっとの参加団体の協力による、団体を紹介するポスターが壁一面に貼ってあります。また、団体紹介やイベントのチラシが多数おいてあります。かるがも・ねっと全体では、それぞれの団体が活動している場所を地図の上に記した子育てマップ(ポスター)と、今年の3月に実施した調査の結果をもとに作成した、市内の子育てサークル一覧、子育て支援団体・グループ一覧、母親クラブの親子サークル一覧の3種のチラシを準備し、展示・配布しています。



このイベントには、つくばエクスプレスの開通により、市外の方々も多く遊びに来ています。東京近辺からは、つくば市に越してこようか考えている人、今度越してくる人がブースに立ち寄ってくれました。また、つくば市の周辺の市町村からは、ここの子育て支援を利用できますかと尋ねる方や自分も子育て支援をしているという方が立ち寄り、ポスターを見たり、チラシを持って行ったりしてくれています。つくば市内の方からは、自分の家の近くにどんな支援があるのか？そろそろ外遊びしたいのですが？自由に立ち寄れるところは？イベントは何かありますか？などの質問がありました。また、「こんなにあるのですね、知らなかったです」「ここに行ったことがある」といった声も聞きました。

展示ブースの当番さんは、立ち寄ってくださる方とちょっと立ち話。「どちらにお住まいですか」、お子さんの年齢を見ながら「こういうサークルもありますよ」、「〇〇市では、サークルとか多いですか？どんな子育て支援があるのですか？」など、お話しして、お互いに情報を交換しています。市内にあるサークルを新たに知ることができたり、他市の子育て支援の状況を知ることができたりと、新しい発見があり、つながりもできました。

遊びコーナー(左の写真)も、いろいろな団体に協力してもらい、木の实や紙を使った工作、読み聞かせ、ビンゴボールなどの遊びを行っています。遊びコーナーを開いていると、子ども達が集まってきます。平日は人出が少ないですが、土日は親子連れも多く見られ、テントから人が溢れていることもありました。



フェスタの当番さん同士で、ポスターやチラシを見たりして、改めて他の団体の活動を知ったり、同じ日に入っている他の団体の人とお話しをして、知り合いになったり、簡単な遊びを教してもらったり。つながりが深まっているようです。

ブース当番、遊び提供、ポスター作成など、ご協力、ありがとうございました。10月末まで、あとわずかですが、まだフェスタは続いていますので、是非、ブースまで足を運んでください。

🍁 「家庭相談員」の活動についての紹介 🍁

第8回「かるがも・ねっと」学習会より

9月12日の学習会では、つくば市家庭児童相談室の家庭相談員・秋元元子さんをお招きして、子育て支援における家庭相談員の取り組みと、その中から見えてくる、子育てをしている家庭の現状について、お話をうかがいました。



1. 家庭児童相談室・家庭相談員とは

家庭相談員が属する家庭児童相談室は、つくば市ではこども課に属しています。直接、家庭の福祉に関する相談を受けるために昭和39年に制度化され、各市や地方の福祉事務所に家庭児童相談室が置かれるようになりました。つくば市には市に2名（今年度6月からは3名）の家庭相談員が置かれています。

家庭児童相談室では、0歳から18歳までの「子ども」に関する身近な問題すべての相談を受けつけています。行政による福祉サービスとは、待っていても手が差し伸べられるものではありません。サービスを受けるためには、「困っているから何とかしてほしい」と訴え、自ら申請をしなければなりません。そのために家庭相談員は、問題のありかをはっきりさせて、必要なサービスを受けるための申請手続きなどのお手伝いをしています。「子育てについて不安があるけれど、誰に聞いていいのかわからない」「保育園に行かせたいが、どうやって手続きをすればよいのか？」などといったことでも、まずは家庭相談員に相談をしていただくのが重要となります。

2. 家庭相談員の活動 ～増える虐待と、それへの対応～

今、家庭児童相談室では、いわゆる「虐待」の問題への対応が多くなっています。ここ何年かで、虐待について一般に周知されてきたため、近所の方などから「虐待ではないか」と通報を受けることが多くなっています。家庭相談員は家庭訪問が許可されている職ですので、通報を受けて様子を見にまいります。ただ、こうしたときは、訪問しても逆に警戒されたりするので、大変気を遣うところです。そこで、乳幼児の場合、まずは1歳半と3歳児の検診を受けたかどうかや、子どもの発達に不安があったケースかどうかを保健師に調べてもらいます。保健師はお母さんにとって比較的身近な存在ですので、保健師と一緒に訪問し「不安なことがあったら家庭児童相談室や支援センターなどに相談してみても」と声をかけて来ます。また、保護者の方の身体的・精神的・経済的な状況から判断して、お子さんを保育所や乳児院・児童養護施設でお預かりできるよう、入所手続きなどをお手伝いすることもあります。より重篤なケース、たとえば、自分の子に食事をさせない、子どもの体を清潔に保てないなど、保護者の基本的な育児能力が低い場合には、お子さんを乳児院や児童養護施設に預かるだけでなく、親に対して、子どもが安全に暮らせるよう保健師に指導してもらうなどの支援を行います。

小・中学生に対する「虐待」は、「登校拒否」という形をとって問題が表面化することが多くあります。この場合、教育相談センターではなく家庭相談員が対応します。これは単なる「学校に行かない、行けない」という子ども自身の問題ではなく、子どもの養育に必要なことを親が理解していなかったり、お家が経済的に苦しかったりするために、親が子どもを「学校へ行かせない」という、家庭のほうに問題があるからです。親が子どもを学校へ行かせないということは、子どもの幸せを奪うこととなります。それは、中学校を卒業しただけでは働き口がなかなか見つかりませんし、学校へ行っていない子は時間を守って行動するなどの生活習慣ができていないので、就職できたとしても続かないことが多いからです。そのため、家庭児童相談室では、子どもが在籍している学校と協力して登校を促す、就職のための支援として作業所や訓練所を紹介する、などの支援を行っています。

「虐待」は、さまざまな要因から起こります。お母さんがひとりで子育てをされていて気持ち

の余裕がない場合、単親家庭や子たくさんなどで経済的に苦しい場合、お母さんが身体的・精神的な病気を患っている場合、親が自分の子を養育すべき存在として認められずにいる場合、親にアルコールや薬物依存などの問題がある場合…それぞれに対処の仕方が異なります。こういった問題に対して家庭相談員がひとりで問題を解決するのではなく、民生委員、主任児童委員、学校、保育所、保健師、ファミリーサポートなど、子どもに関わるすべての方をコーディネートして、どのような支援ができるのかを話し合っていきます。その点で、子育てを支援する方々のネットワーク、特に「かるがも・ねっと」のように市民が助け合い、「お母さんがちょっと大変そう」なときにそばで支えてくださるような関係は、とても重要だと感じています。

3. 意見・要望など

秋元さんからお話をうかがった後、参加したみなさんとの話し合いの中から、次のような課題や意見、要望が出されました。

誰もが気軽に相談したり、客観的に自分の子育てを見たりできる場所が身近にない

「気軽に話を聞いてもらえる場所がどこにあるのか、あまり知られていないのでは」という意見が出されました。また、「インターネットが使える、情報を得て自分から動き出せる人もいるが、車がない、インターネットが見られないなど、情報を得られず助けを求められない人もいる」、「思い切って心療内科や精神科などに相談しようとしても、予約が3ヶ月待ちなどと言われ、すぐに相談ができない」などの問題点が指摘されました。

それに対して、次のような提案がなされました。

- ・ 身近に子育てをサポートする場所があるということ、紹介する必要がある。また、相談することをよしとして、困ったことがあったら言える人間関係をつくるのが大切。
- ・ 児童館など、小学校区くらいで誰もが歩いていけるところに、子育て中の当事者同士が気軽にしゃべりをして情報交換ができるような場所があるとよいのではないかな。

子どもを預かる施設が不足している

- ・ 子どもの養育が難しい場合、保育所や児童福祉施設などに子どもを預けることが必要だが、どこもいっぱい入所が難しい。
→ こういった施設の定員枠をもう少し広げて、子育て支援をしてほしい。
- ・ 県内では、児童相談所の一時保護所は水戸にしかなく遠いため、親も子も不安になり利用しづらい。
→ せめて土浦などの近いところに施設がほしい。

まめ知識

— 児童福祉施設って！ 児童相談所って！ —



♥ 児童福祉施設とは

すべての子どもが、心身ともに健やかに成長することを目的とした施設の総称で、児童福祉法に定められています。なんらかの事情によって保護者のもとで養育されない子どもや心身に障害がある子どもを入所させて保護・指導する施設や、健全な遊びを通して子どもの健康や情操を育む施設などがあります。

このうち、保護者がいない子ども、保護者のもとで養育できない子どもや虐待を受けている子ども、その他養護を必要とする子どもを入所させて保護・指導する施設に、「乳児院」と「児童養護施設」があります。乳児院は1歳未満の乳児（必要があれば満2歳まで）が、児童養護施設は1歳以上18歳未満の児童が対象です。

♥ 児童相談所とは

子どもの福祉の向上を図り、子どもの権利を守るため、子どもに関するあらゆる相談に応じています。助言や指導などを行うほか、必要に応じてお子さんを児童相談所で一時的に保護したり、児童福祉施設への入所・里親委託などの措置をとったりします。茨城県内には中央児童相談所（水戸市）のほか、4ヶ所に相談所・分室があります。つくば市にお住まいの方には、土浦児童相談所が対応します。

♡♡お知らせ♡♡

近日中に、学習会の開催に関するお知らせを送ります。

イベント

11月はイベントの季節。下記のイベントに、「かるがも・ねっと」が協力します。現在、つくばスタイルフェスタのブースで展示中のポスター、チラシを置きます。

☆ ゴンタで秋まつりーバザーやゲームで遊ぼうー

日時：2005年11月5日（土）10：00～14：00

場所：ゴンタの丘（桜庁舎奥、桜総合体育館の裏）

主催：つくば遊ぼう広場の会／つくば子育て広場

問い合わせ先：029-851-4014（安原）



☆ 子育てフェスティバル in けやき広場

子育て相談、乳幼児の食事相談をします！市内保育所やサークル情報の紹介も。

日時：2005年11月12日（土）9：00～11：30

場所：桜総合体育館

主催：つくば市こども課／つくば市子育て支援センター けやき広場

問い合わせ先：029-857-9037（けやき広場）

☆ つくば子育て応援フェスタ

遊びから、赤ちゃんからの性教育講演会や子どものためのツボ講習会などの学びまで、いろいろな企画があります

日時：2005年11月26日（土）11：00～16：00

場所：つくば市ふれあいプラザ

主催：茨城県・つくば子育て応援フェスタ実行委員会

問い合わせ先：TEL&FAX 029-838-5080

つくば子育て応援フェスタ事務局（NPO法人ままとーん）

講演会・講座のお知らせ

☆ 「自分が大好きと言える子に育てるには」－家庭教育講演会－

日時：11月16日（水）9：40～11：30

場所：市民ホールとよさと

講師：汐見稔幸氏（東京大学）

問い合わせ先：つくば市教育委員会生涯学習課（836-1111 内線4155）

☆ 「第1回ボランティア活動推進セミナー」つくば地域教育力再生事業

日時：11月23日（水・祝）13：30～16：00

場所：つくば市ふれあいプラザ

講師：廣瀬隆人氏（宇都宮大学）

問い合わせ先：つくば市教育委員会生涯学習課

☆ 「子どもの権利条約 ワークショップ」

日時：11月24日と25日の2回 10：00～12：00

場所：桜庁舎4階第4会議室 参加費：1回1000円

講師：北島尚志氏（アフタフ・バーバン）

問い合わせ先：TEL&FAX 029-852-9134（つくば子ども劇場）



発行：つくば市子育て支援ネットワーク **かるがも・ねっと**（設立準備委員会）

「かるがも・ねっと」は、つくば市にある子育て支援に関わる機関・団体・サークル、ボランティアのネットワークでつくりられています。

発行日：2005年10月25日

編集：遠藤宏美・渡辺恵

問い合わせ先：edu_socio@yahoo.co.jp／FAX：029-853-4829（筑波大学教育社会学研究室）